

(仮称) Kawasaki Green Lab. (カワサキ グリーン ラボ) 実証実験への協賛要綱

(目的)

第1条 この要綱は、全国都市緑化かわさきフェアを契機とした緑化の推進に向けて、市民・企業・団体等との協働による花壇等の設置及び管理を行う「(仮称) Kawasaki Green Lab. (カワサキ グリーン ラボ)」の実証実験に協賛する際に、必要な事項を定めるものとする。

(実証実験内容)

第2条 市長は、本実験に対して協賛する企業・団体（以下「スポンサー」という。）を募り、前条の目的に適う花壇等の設置及び維持管理を行うものとする。

- 2 花壇等の設置場所は、市役所通り、向ヶ丘遊園駅南口、殿町地区の植樹帯とする。
- 3 花壇等は、花壇又はハンギングバスケットとする。
- 4 実証実験期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とする。

(協賛内容)

第3条 協賛内容は、次の各号に定める。

- (1) 協賛金額は、一口5万円（年間）とする。ただし、協賛期間が6箇月以下の場合は、その半額とする。
- (2) 協賛は、複数口可能とする。
- (3) 既納の協賛金は返還しないものとする。
- (4) 協賛金は、花苗の購入や維持管理経費、その他本実験に付随する経費で必要と認められるものに充てる。

(協賛手続)

第4条 本実験へ協賛しようとする者は、協賛申出書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の提出があった場合、協賛を申し出たものが、第5条各号に掲げる項目のいずれにも該当しないと認めるときは、協賛金の納付書を発行するものとする。
- 3 市長は、協賛金の納入を確認した後、協賛金受納書（第2号様式）をもって通知し、スポンサーが希望した場合は、スポンサーの名称等を紹介看板及び市ホームページ等に掲載するものとする。
- 4 市長は、紹介看板にスポンサーの名称等を掲載した場合は、その旨をスポンサーに報告するものとする。

(協賛の申出の不受理等)

第5条 市は、協賛を申し出た企業・団体等が、次の各号のいずれかに該当するときは、協賛申出書（第1号様式）を受理しないものとし、その旨を通知するものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動のために、協賛による特典若しくは協賛の事実を利

用する場合、又はそのおそれがあるとき。

- (2) 役員等（協賛を申し出た者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者を、協賛を申し出た者が団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、又はその他「川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）」第2条各号に該当する団体であると認められるとき。
- (3) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 法令等及び公序良俗に反するとき、又はそのおそれがあるとき。

（協賛の取消）

第6条 スポンサーとして適当でないと市長が認める場合は、協賛・協力を取り消すとともに、その旨を協賛取消通知書（第3号様式）により通知する。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、本実験の実施に関し必要な事項については、市長が定める。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。